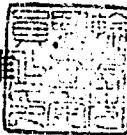


輪島市監査公表第40号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成22年12月13日

輪島市監査委員 向 憲 龍   
輪島市監査委員 坂 下 幸 雄 

## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成22年11月5日（金） 税務課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度監査資料（平成22年4月から9月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査執行課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○市税等の滞納額及び滞納者は増え続け、収納率も低迷しているのが現状である。滞納整理については、方針を決めたうえ限られた職員で努力されている様子が認められる。また、滞納整理をシステム化する方向性が出来たことや、国民健康保険税の納期を8回から12回とする準備も始まつたことを聞き、納税方法の負担軽減に意欲を示していることがわかった。とりわけ、分納誓約中の滞納者に対してはきちんとした納税計画をたてることが重要である。今後とも収納率の向上と税負担の公平性及び自主財源の確保に向け「滞納整理方針」による、より迅速な滞納処分の着手・執行に努め、債権確保の強化に取り組んでいただきたい。税務課職員全員で対応することにより、担当職員の負担が軽減でき、迅速な処分につながるよう努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成22年11月5日（金） 教育委員会文化課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度監査資料（平成22年4月から9月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査執行課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○文化課の業務は、文化の振興、文化会館の管理、文化財の保護・管理及び漆芸美術館に関する業務と多岐にわたっている。三夜踊りや能登夷屋節、「全国伝統的建造物保存群」に指定された黒島地区等昔からある輪島市の文化や文化財を守っていくことは大切であり、担当にこだわらず職員全員で知恵を出して今後の振興策を考えていきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

### (指摘事項)

#### ① 未収金について

平成16年度から未収となっている農民研修センター使用料については、使用者と連絡が取れないとの説明を聴取したが、今後はこのような未収金が発生しないよう細心の注意を払うようお願いする。

#### ② 出張命令について

自家用車を公務に使用するには、「輪島市自家用車の公務使用に関する規程」に基づく手続きが必要となるが、出張のため使用する際に必要な「自家用車公務使用承認申請書」の提出をせずに出張したケースがあった。また、その場合は「輪島市職員の旅費に関する条例」の規定に基づく旅費の支給が必要であり、今後このような場合は規定に則り正しい届出書類の提出と、相当の旅費を支給するよう改めていただきたい。

## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成22年11月5日（金） 観光課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 審龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度監査資料（平成22年4月から9月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていいると認められた。監査執行課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○昨今の旅行形態の変化や旅行者の減少に伴い、迎える側の工夫が求められている。大型クルーズ船寄港時のおもてなしや「千枚田あぜの万燈」等のイベントで大変ご苦心されていることがうかがえる。最大の観光資源である朝市については、リピーター増を目指して検討委員会を立ち上げようとしているとのことである。市街地区、東西地区各自の特徴を生かした取り組みの議論を深めていただきたい。また、ホームページの充実により効果を得られるように努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。